

「菊池川流域日本遺産」に係る案内看板設置等事業業務委託基本仕様書

1 委託業務名

「菊池川流域日本遺産」に係る案内看板設置等事業業務委託

2 目的

菊池川流域のストーリー（タイトル：米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～）が日本遺産に認定されたことを踏まえ、日本遺産のストーリーやそれを構成する文化財の場所を紹介する案内看板を整備することで、分かりやすく解説をすることにより、菊池川流域の周遊及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

（1）内容

看板に掲載する地図作成、看板タイトルと構成文化財の外国語訳、デザイン・設計、製作・設置

（2）基本的仕様

- ・看板は屋外設置を基本とし、キャスター等で移動が容易なものとして、ウエイト等により設置時の安全面を考慮したものとする。
- ・板面面積：縦 1200mm×横 1600mm 程度
- ・印刷はフルカラーとし、屋外耐候性の高い印刷方法を用いること。
- ・視認性と耐久性に優れた素材、施行方法とすること。
- ・板面デザインは全体的にダークカラーとすることで景観から突出せず、文字の視認性が高まるものとする。
- ・設置後に現在地を示す等のカッティングシート等による簡易な修正が可能なものとする。
- ・板面デザインの著作権は協議会に帰属するものとし、電子データで提供すること。データ形式については、発注者と協議の上、決定する。（イラストレーター (.ai)、PDF (.pdf)、画像 (.jpeg) 等）
- ・材質は板面、支柱共に風雨等に耐えられるものとする。
- ・サイズ：板面面積：縦 1200mm×横 1600mm 程度
移動式タイプ①：支柱高 1500mm～2000mm 程度、看板全高 2000mm 程度
移動式タイプ②：支柱高 1200mm～1500mm 程度、看板全高 1500mm 程度
（移動式②については、視認性を高めるために板面を傾斜させること。）

(3) 掲載内容

- ・日本遺産の概要（200字程度）と菊池川流域日本遺産のストーリーの要約版（200字程度）、構成文化財の地点を示した地図を掲載すること。（日本遺産の概要とストーリーの要約版の原稿は協議会より提示。）
- ・地図は、菊池川流域日本遺産のストーリーを構成する4市町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）及び周辺地域の一部を掲載範囲とし、掲載範囲の主要施設等に加え、構成文化財の地点が分かるものとする。こと。（構成文化財の地点は菊池川流域日本遺産HP（<https://www.kikuchigawa.jp/>）を参考にすること。）
- ・別途協議会から提供するロゴマーク等を掲載すること。
- ・看板タイトルは日本語・英語・韓国語・繁体字・簡体字の5言語表記、地図上の名称等は日本語・英語の2言語表記とすること。
- ・主要な構成文化財のカラー写真を最低4枚挿入すること。

(4) 設置数及び設置場所

- ・数量：移動式タイプ①：3基、移動式タイプ②：3基
（設置時の安全を保障するためのウエイト等も含むこと。）
- ・設置場所：以下の①～④の場所に1基ずつ、⑤の場所に2基搬入・設置。
 - ①新玉名駅（移動式タイプ②：1基）
 - ②山鹿八千代座付近（移動式タイプ①：1基）
 - ③道の駅七城メロンドーム（移動式タイプ①：1基）
 - ④道の駅きくすい菊水ロマン館（移動式タイプ②：1基）
 - ⑤山鹿市役所（移動式タイプ①・②：各1基）

4 委託期間

契約締結の日から平成30年3月28日（水）まで

5 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（協議会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・協議会及び構成団体による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。

6 留意事項

- ・事業の実施に当たっては、協議会と十分協議のうえ実施すること。
- ・日本遺産については、別添の菊池川流域日本遺産に係るストーリーを参考にすること。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、協議会の指示に従うこと。
- ・設置に係る業務については、組み立て及び搬入費用も含むこと。
- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。